

○ 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）（附則第二十八条関係）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「中小企業等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項各号に掲げるものをいう。次号において同じ。）に該当する株式会社その他の株式会社であつて次のいずれかに該当するものうち、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十六項</u>に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式を発行する株式会社</p> <p>イ〜ニ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（中小企業等投資事業有限責任組合契約）</p> <p>第三条 中小企業等投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。</p> <p>一〜五（略）</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「中小企業等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項各号に掲げるものをいう。次号において同じ。）に該当する株式会社その他の株式会社であつて次のいずれかに該当するものうち、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十四項</u>に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式を発行する株式会社</p> <p>イ〜ニ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（中小企業等投資事業有限責任組合契約）</p> <p>第三条 中小企業等投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。</p> <p>一〜五（略）</p>

<p>六 次に掲げる事業であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの</p> <p>イ 外国法人であつて、その発行する株式が証券取引法第二条第<u>十六項</u>に規定する証券取引所及びこれに類似するものであつて外国に所在するものの上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録簿及びこれに類似するものであつて外国に備えられるものに登録されていないものの発行する株式、新株予約権、新株予約権付社債等又はこれらに類似するものの取得及び保有</p> <p>ロ (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>2 4 (略)</p>	<p>六 次に掲げる事業であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの</p> <p>イ 外国法人であつて、その発行する株式が証券取引法第二条第<u>十四項</u>に規定する証券取引所及びこれに類似するものであつて外国に所在するものの上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録簿及びこれに類似するものであつて外国に備えられるものに登録されていないものの発行する株式、新株予約権、新株予約権付社債等又はこれらに類似するものの取得及び保有</p> <p>ロ (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>2 4 (略)</p>
--	--